

広報ふそう広告掲載仕様書

広告の掲載位置

広告の掲載位置は広報ふそう中面ページ下段で町が指定する位置とする。

広告の規格

- 1 枠・・・・・・・・縦47ミリメートル×横85ミリメートル
※ただし、2 枠及び4 枠合併枠の掲載可
2 枠合併の場合：
┌ 縦47ミリメートル×横173ミリメートル
└ 縦97ミリメートル×横85ミリメートル
4 枠合併の場合：
縦97ミリメートル×横173ミリメートル
- 募集枠・・・・・・・・広報紙1号あたり8枠以内
※掲載位置については町が定める。
- 規格・・・・・・・・2色刷（黒・マゼンタ）
- 作成部数・・・・・・・・各号15，400部および扶桑町ホームページで広報紙のバックナンバーとして閲覧できる状態とする。
- データ形式・・以下のいずれかの形式を使用すること。
 - ・AdobeIllustrator アウトライン化すること
 - ・AdobePhotoshop
 - ・MicrosoftWord PDF ファイルに変換すること

※広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合、申込者が著作権の確認を行うこと。また、著作権料が発生する場合は申込者がその支払いを行うこと。

※CD-R等の記録媒体により提出した場合は、記録媒体は返却しない。

※データについては、町が指定する広報紙印刷事業主に直接提出すること。また、提出したデータをプリントアウトしたものを1部、町に提出すること。

※広報紙へ掲載するデータの校正等については、広告主と広報印刷事業主との間で直接行うこと。なお、校正の期間は月初の3日間程度となるため留意すること。

- その他・・・※広告原稿は広告主が作成し、作成費用は広告主の負担とする。
 ※文字・イラスト・デザインは見やすいものとする。
 ※扶桑町が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。
 ※広告内容において見た者に誤解を与えるおそれのある表現は避けること。
 ※広告の中に広告主の連絡先を明記すること。
- 申込方法・・・扶桑町有料広告掲載申込書に必要書類を添付および掲載しようとする広告案を添えて、下記提出先に持参または郵送で提出すること。
- 提出先 〒480-0102 扶桑町大字高雄字天道330番地
 扶桑町総務部秘書企画課
 秘書企画グループ
 電話0587-93-1111
 内線614

申込み期限

随時募集

掲載月号	掲載申込書締切日	広告データ提出締切日
1月号	10月1日	11月15日
2月号	11月1日	12月15日
3月号	12月1日	1月15日
4月号	1月4日	2月15日
5月号	2月1日	3月15日
6月号	3月1日	4月15日
7月号	4月1日	5月15日
8月号	5月1日	6月15日
9月号	6月1日	7月15日
10月号	7月1日	8月15日
11月号	8月1日	9月15日
12月号	9月1日	10月15日

一括募集（広告掲載期間中に広告内容デザイン等に変更が生じない場合に限る）

掲載月号	掲載申込書締切日	広告データ提出締切日
5月号～7月号	2月1日	3月15日
8月号～10月号	5月1日	6月15日
11月号～1月号	8月1日	9月15日
2月号～4月号	11月1日	12月15日

※締切日が役場及び広報印刷事業主の閉庁日または休業日に当たる場合は、翌開庁日または翌業務日と読み替えるものとする。

広告掲載料

- 1号1枠 8,000円（消費税及び地方消費税含む）
 - ※2枠での広告掲載の場合は16,000円（消費税及び地方消費税含む）
 - ※4枠での広告掲載の場合は32,000円（消費税及び地方消費税含む）
 - ※広告主は、申込みに係る掲載料金を指定された期日までに一括で納入すること。
 - ※一括募集を希望した場合の掲載料は初回1括支払いとする。
 - ※納入された広告掲載料は、特別な事情がない限り返還しない。

掲載決定

扶桑町広告選定委員会において、申込みのあった広告の掲載の可否を審査し、決定する。掲載の可否については、広告掲載決定通知または広告非掲載決定通知により行うものとする。

その他

- 掲載に当たっては「扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱」に基づく審査等があり、広告内容の変更を依頼する場合がある。
- 募集枠の優先順位は「扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱」第3条に掲げるものの他、複数枠利用及び一括募集の広告主を優先するものとする。